

千葉県女性のためのつながりサポート事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 目的

生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安がコロナ禍において深刻な状況となっている。

こうした中、令和3年3月に開催された国の関係閣僚会議において決定した緊急支援策の中で、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、地方公共団体が、NPO等の知見を活用して、きめの細かい寄り添った相談支援などを充実させるためのメニューが「地域女性活躍推進交付金」に新たに設定された。(つながりサポート型)

そこで本市では、上記交付金を活用し、アウトリーチ型支援や寄り添った支援のための居場所づくり等、様々な課題・困難を抱える女性に対し、行政だけでは手が届きにくい支援をNPO等の団体の知見や能力を活用しながら進めることとした。

この事業を効果的に実施するため、当該業務の受託候補者を公募し企画提案方式により選定することとし、以下に必要となる事項を定めるものである。

2 委託名

千葉県女性のためのつながりサポート事業業務委託

3 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ・現在、千葉市内に拠点において活動している社会福祉法人、NPO、市民団体等の民間団体であって、公益性が高い業務を主として行うものであること。
- ・千葉市の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者でないこと。
- ・千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない者。
- ・代表者が市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- ・宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しない者。

4 委託業務の内容

別添「千葉県女性のためのつながりサポート事業業務委託企画提案仕様書」のとおり

5 委託期間

契約日 ～ 令和4年3月31日（木）

6 事業費（委託料の上限額）について

7,851,600円（消費税込み）を上限とする。

※支払い方法は、概算払いとし、事業終了後に精算を行うものとする。

※本委託事業は、現在、国に対し応募している地域女性活躍推進交付金の交付が決定されることを前提に進めているため、同交付金の交付が決定されなかった場合又は交付額が修正された場合に

は、手続きを変更又は中止することがある。

7 履行場所

千葉市内

8 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
1	公募開始（参加申込、質問受付開始）	令和3年6月25日（金）
2	質問受付期限	令和3年7月2日（金）
3	質問への回答	令和3年7月7日（水）
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和3年7月9日（金）
5	参加資格審査結果通知	令和3年7月13日（火）
6	企画提案書の提出期限	令和3年7月26日（月）
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年7月30日（金）
8	優先交渉権者の公表	令和3年8月4日（水）

(2) 質問の受付

ア 質問内容

本募集要項及び仕様書に関する質問については、質問書（様式第2号）により作成し、メールにて提出する。電子メールの送信後には、必ず電話により着信確認をすること。

イ 受付期限

令和3年7月2日（金）15時まで

ウ 送付先

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課 E-mail: danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

エ 回答

令和3年7月7日（水）に市ホームページにて公開する。

(3) 企画提案参加申込書の提出について

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第4号）

(ウ) 団体の概要が分かる資料（パンフレット、規約、役員名簿等）

イ 提出期限

令和3年7月9日（金）17時まで

なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課（千葉市役所8F）

(4) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

様式第5号	企画提案書表紙
任意様式	企画提案書
任意様式	参考見積書
任意様式	参考見積額の積算内訳書

イ 提出期限

令和3年7月26日(月)17時まで

なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課(千葉市役所8F)

エ 提出部数

(ア) 紙媒体

正本： 1部

副本： 8部(法人・団体名を記載しないこと)

(イ) 電子データ

電子データ(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式又はPDF形式)を記録したCD-ROM(又はDVD-ROM)にて1部作成の上、提出先まで郵送又は持参にて提出すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時

令和3年7月30日(金) ※開始時間については後日通知いたします。

イ 場所

後日通知いたします。

ウ 内容

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施。

なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とします。

企画提案書の内容について、1団体あたり30分程度のプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を実施する。

(6) 優先交渉権者の公表

ア 公表日

令和3年8月4日(水)

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表する。

9 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての提出書類及び別途実施するプレゼ

ンテーション及びヒアリングをもとに、9（2）の審査基準に基づいて選定する。なお、審査は非公開で行う。

※参加申込者が1者のみの場合も選考を実施する。

（2）審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

	項目	視点	配点 (満点100点)
実施体制	組織体制・人員	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書・目的に沿った具体的な提案がされているか。 ・提案内容を効果的に実施するのに十分な人員か。 ・適切な能力・経験のある人材を確保しているか。 ・業務に必要な人員数・人員体制を構築する内容になっているか。 	10点
	業務価格・経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・提示額が限度額以内となっており、かつ見積項目は適当であるか。 ・費用対効果の観点から十分なものであるか。 	10点
	実績・遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績から本業務全体に活用できる業務実施のノウハウ等があり、本業務目的の達成につながると判断できるか。 	10点
	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状態となっているか。 	5点
提案内容	本業務への理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の男女共同参画及び女性活躍に関する政策を把握し、本業務の背景などを的確に理解した上で効果的かつ実現可能な提案であるか。 	20点
	提案の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な内容を網羅した事業計画を立案しているか。 ・現状の課題認識が具体的であり、それに対する取組が効率的かつ効果的に設定されているか。 	20点
個人情報保護		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の管理について、適正かつ安全に取り扱う提案がされているか。 ・どのような方法で従事者へ周知徹底を行うか。 	10点
新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な防止措置がなされているか。 	5点
プレゼンテーション及びヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションやヒアリングにおいてわかりやすい説明を行っているか。 	10点

（3）優先交渉権者の決定方法

期限内に全ての必要書類の提出があった事業者について、提出された企画提案書等の書類により審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を受託候補者として選定します。ただし、当該企画提案書に対する各委員の評価点の合計が6割に満たない場合は、「受託候補者なし」とする場合があります。

10 その他

- (1) 本事業の対象経費と重複し他の補助金等の交付を受けることはできません。
- (2) 企画提案書の作成、提出に要する費用等は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (4) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。

11 契約について

(1) 契約の締結

- ア 選考により最高得点の決定した提案者を優先交渉権者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に委託契約を締結する。
- イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約に当たっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
- イ 提案された企画提案内容をそのまま委託するものではない。（業務委託仕様書は、提案された企画提案内容をもとに、千葉市と契約者間における協議により、作成する。）
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。
- エ 業務の一部を他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。